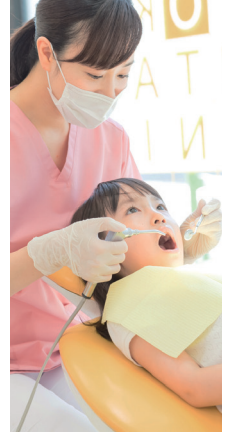


保険開始日 | 2020年10月1日~



すべての「はたらく」にあんしんを



事業者向けテナント総合保険
お店のあんしん保険



お店のリスクをまとめて補償

STEP 1 基本補償

I 設備・什器等の補償

1

火災



2

落雷



3

破裂または爆発



6

給排水設備の
事故による水濡れ



7

建物外部からの物体の
飛来・落下・衝突または倒壊



8

風災・ひょう災・雪災



II 家主さまへの補償



借家人賠償責任補償 保険金額 1,000万円

※選択したプランに関わらず、
1,000万円までの補償が受けられます。

店舗・事務所などを借りている方が、火災・破裂・爆発の事故、借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れにより、建物所有者に対して法律上の賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

III お客さまへの補償



施設賠償責任補償 保険金額 1,000万円

※選択したプランに関わらず、
1,000万円までの補償が受けられます。

施設の使用または管理に起因する偶然な事故、その施設の用法に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担したときに、保険金をお支払いします。

事業を営むお店には、さまざまなリスクが取り巻いています。
 お店にとって必要な補償をまとめた「お店のあんしん保険」をおすすめします。



4 そう 騒じょう・集団行動等の
 暴力行為や破壊行為

5 盗難

9 水災

10 ①～⑨までの事故以外
 の不測かつ突発的な事故

設備・什器等補償

保険金額 **1,000万円**

①から⑩までの事故によって設備・什器等の損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※借用施設内に収容される被保険者の所有・使用・管理する設備什器等が対象です。

設備・什器の評価額(再調達価格)をもとに5つの保険金額プランを選択できます。

**200万円 | 400万円 | 600万円
 800万円 | 1,000万円 |**

費用補償

事故によって損害を被った場合に各種費用を補償する保険金をお支払いします。

臨時費用 残存物取片付け費用
 修理費用 失火見舞費用

休業時の補償 オプション



休業損害補償 保険金 **3万円** / 休業1日 ※すべての業種・プランに追加が可能な特約(オプション)です。

基本補償①から⑨の事故による、保険の対象の設備什器等が損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いできる特約です。

月払保険料 **+490円**

基本補償		プラン 200	プラン 400	プラン 600	プラン 800	プラン 1000	
保険金額 <small>支払限度額</small>	設備・什器等	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	
	借家人賠償責任	1,000万円					
	施設賠償責任						
月払保険料	基本補償	飲食業	2,270円	2,940円	3,610円	4,290円	4,960円
		一般店舗・事務所等	980円	1,280円	1,580円	1,870円	2,170円
	休業損害補償 (オプション)	+490円					

※飲食業とは施設内で調理を行う業態です。なお、焼肉店・ラーメン店は別途ご案内となります。 ※一般店舗・事務所等とは飲食業以外の業態です。

※対象となる補償には、支払限度額や免責金額などが設定されておりますので、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

STEP 2

業務リスクの補償

飲食業 オプション



飲食物を提供するお店では特に加入が必要な補償です。大切なお客さまを安心・安全な管理体制でお守りしましょう。

生産物賠償責任の補償

例 お店で提供した料理でお客さまが^〆食中毒、になってしまった。

食中毒見舞保険金（営業停止見舞金）

例 食中毒により^〆営業停止、になってしまった。

人格権侵害賠償責任の補償

例 トイレ扉の不具合により、お客さまを長時間^〆閉じ込めて、しまった。

保険金支払実例

加熱不十分の料理を提供してしまったことにより、食中毒が発生し18名が通院。また保健所から3日間の営業停止処分を受けた。保険金支払 ▶ 1,140,000円

理美容・サロン業 オプション



理美容院やネイルサロン、リラクゼーションサロンなども加入できます。お客さまへ安心のある店舗環境をご提供するために。

受託者賠償責任の補償

例 預かっていたバッグを^〆汚して、しまった。

施術行為起因損害賠償責任の補償

例 ヘアカラー剤がお客さまの目に入り^〆炎症、を負わせてしまった。

人格権侵害賠償責任の補償

例 会話の中で、お客さまを^〆傷つける発言、をしてしまった。

保険金支払実例

お客さまからお預かりしたジャケットをハンガーラックにひっかけて破いてしまった。弁償が必要となったがジャケットは海外ハイブランド品だった。保険金支払 ▶ 484,000円

小売業 オプション



アパレルショップや雑貨屋など小売店にとって商品・製品は生命線です。万一の場合に備えて商品にも保険をかけることをお勧めします。

商品・製品の補償

例 給排水設備のトラブルにより商品が^〆水浸し、になってしまった。

生産物賠償責任の補償

例 販売した洋服に針が混入し^〆ケガ、をさせてしまった。

人格権侵害賠償責任の補償

例 お客さまを万引き犯と^〆間違えて、捕まえてしまった。

保険金支払実例

バックヤードに保管していた在庫品が盗難に遭った。警察に届け出たが犯人は捕まらず商品も戻ってこなかった。保険金支払 ▶ 1,583,000円

基本補償に加えて、業務特有のリスクもしっかり補償するオプションプランです。

460円 の保険料をプラスするだけで **食中毒の補償** がセットできます！

基本補償 + 飲食業 オプション		プラン 200	プラン 400	プラン 600	プラン 800	プラン 1000
保険金額 <small>支払限度額</small>	設備・什器等	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	借家人賠償責任	1,000万円				
	施設賠償責任					
	飲食業特約					
月払保険料	基本補償(飲食業)	2,270円	2,940円	3,610円	4,290円	4,960円
	休業損害補償 (オプション)	+490円				
	飲食業 オプション	+460円				

※飲食業とは施設内で調理を行う業態です。なお、焼肉店・ラーメン店は別途ご案内となります。



飲食業

450円 の保険料をプラスするだけで **預かり物や施術の補償** がセットできます！

基本補償 + 理美容・サロン業 オプション		プラン 200	プラン 400	プラン 600	プラン 800	プラン 1000
保険金額 <small>支払限度額</small>	設備・什器等	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	借家人賠償責任	1,000万円				
	施設賠償責任					
	理美容・サロン業特約					
月払保険料	基本補償(一般店舗)	980円	1,280円	1,580円	1,870円	2,170円
	休業損害補償 (オプション)	+490円				
	理美容・サロン業 オプション	+450円				



理美容
サロン業

560円 の保険料をプラスするだけで **商品の補償** がセットできます！

基本補償 + 小売業 オプション		プラン 200	プラン 400	プラン 600	プラン 800	プラン 1000
保険金額 <small>支払限度額</small>	設備・什器等	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
	借家人賠償責任	1,000万円				
	施設賠償責任					
	小売業特約					
月払保険料	基本補償(一般店舗)	980円	1,280円	1,580円	1,870円	2,170円
	休業損害補償 (オプション)	+490円				
	小売業 オプション	+560円				



小売業

※対象となる補償には、支払限度額や免責金額などが設定されておりますので、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

STEP 3

賠償責任補償の拡充

事業者向けテナント総合保険
お店のあんしん保険
 ご加入者さま向け

パワーアッププラン

▶ お店のあんしん保険にご契約のすべての方がご加入できます

施設賠償責任保険

お店のあんしん保険
 基本補償(施設賠償責任補償)を拡充することができます

保険金額
1億円

(施設所有管理者特約条項)



厨房より水漏れが発生して
 階下の店舗に被害を出した。

貴店が所有、使用または管理する施設と貴店が行うサービス業務などの業務遂行が原因で、お客さまなどの第三者へ身体障害や財物の損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る被害に対して、保険金をお支払いします。

① お店のあんしん保険は階下への漏水による賠償事故は補償対象外となっております。漏水事故への備えはパワーアッププラン施設賠償責任保険の加入をおすすめいたします。

対象施設の業種・業態	1か月あたりの保険料	保険金額
飲食業	170円	1億円
理美容・サロン業	250円	
小売業・事務所等	100円	

●ご加入できる業種区分は「お店のあんしん保険」の業種区分とは一部異なります。

▶ お店のあんしん保険 業務リスク補償をご契約の方がご加入できます

飲食業PL保険

お店のあんしん保険
 飲食業オプション(生産物賠償責任補償)を拡充することができます

保険金額
1億円

(生産物特約条項)



お店で提供した飲食物によって
 お客さまが食中毒になった。

貴店が製造・販売した飲食物などが原因で、お客さまなどの第三者へ身体障害や財物の損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

R*	対象施設の年間売上高(超~以下)	1か月あたりの保険料	保険金額
I	0円 ~ 3,000万円	490円	1億円
II	3,000万円 ~ 5,000万円	830円	
III	5,000万円 ~ 7,000万円	1,260円	
IV	7,000万円 ~ 1億円	1,780円	

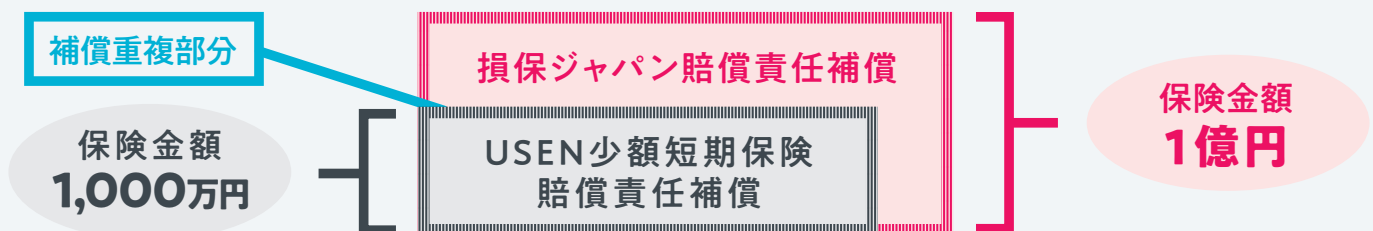
●この保険は「お店のあんしん保険 飲食業オプション」にご契約のお客さまがご加入いただけます。

●生産物賠償責任保険の保険料を決める算出基礎は直近の会計年度における年間売上高となります。(新規事業の場合は1年間の見込み売上高となります。また、保険期間終了後の確定精算は行いません。)

●年間売上高が1億円超になる場合は、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

*記号Rは年間売上高レンジの略です。

パワーアッププランは損保ジャパンの賠償責任保険です。お店のあんしん保険の補償と一部重複します。



※両方の保険が適用となる事故においては、保険金額(支払限度額)は1億1千万円になります。借家人賠償責任保険(オプション)は2,000万円となります。

お店のあんしん保険の補償拡充で更なる安心をご提供します。

このプランは「お店のあんしん保険」の保険金額(支払限度額)1,000万円では補償が不足してしまう事業者さま向けに、賠償責任補償を拡充するご案内ができます。貴店の規模や業態に見合った補償の追加をご検討ください。

※パワーアッププランは、損害保険ジャパン株式会社の「賠償責任保険」をご案内しています。

借家人賠償責任保険

お店のあんしん保険
基本補償(借家人賠償責任補償)を拡充することができます

保険金額
1,000万円
(借用施設に関する追加条項)



火災により借りている建物に
損害が生じた。

貴店が不測かつ突発的な事故が原因で、借用施設の財物に損壊が生じた場合、借主が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

対象施設の業種・業態	1か月あたりの保険料	保険金額
飲食業	550円	1,000万円
理美容・サロン業、小売業・事務所等	420円	

●施設賠償責任保険をご契約のお客さまがご加入いただけます。

美容サロンPL保険

施術行為後の仕事の結果に起因する
賠償責任を補償します

保険金額
1,000万円
(生産物特約条項)



ヘアカラーの施術後時間が経過
してから、頭皮が炎症を起こした。

貴店が施術した行為が原因で、のちにお客さまへ身体の障害が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

R*	対象施設の年間売上高 (超~以下)	1か月あたりの保険料	保険金額
I	0円 ~ 3,000万円	400円	1,000万円
II	3,000万円 ~ 5,000万円	1,040円	
III	5,000万円 ~ 7,000万円	1,570円	
IV	7,000万円 ~ 1億円	2,220円	

- この保険は「お店のあんしん保険 理美容・サロン業オプション」にご契約の美容室・理容室・ネイルサロンのお客さまがご加入いただけます。 ※記号Rは年間売上高レンジの略です。
- 販売した製品により、第三者に身体の障害または財物の損壊が発生した場合の賠償責任は補償の対象外となります。
- 生産物賠償責任保険の保険料を決める算出基礎は直近の会計年度における年間売上高となります。(新規事業の場合は1年間の見込み売上高となります。また、保険期間終了後の確定精算は行いません。)
- 年間売上高が1億円超になる場合は、別途、取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間 お申込の翌月1日午後4時から ~ 1年間

※お店のあんしん保険でご指定の保険始期日・期間と合致していませんのでご注意ください。※ご希望の方は次年度以降も保険期間1年間ごと継続することができます。

保険契約者 USEN少額短期保険株式会社 加入対象者 「お店のあんしん保険」ご契約者さま

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

※このページは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ20-05344.2020.08.05

● 設備・什器等の補償(借用施設内に収容の被保険者が所有・使用・管理する設備什器等)

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<ol style="list-style-type: none"> ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ※気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象 ④ 騒じょう・集団行動等の暴力行為や破壊行為 ⑤ 盗難 ※強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます ⑥ 給排水設備の事故による水濡れ ※給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます(注1) ⑦ 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突または倒壊(注2) ⑧ 風災、ひょう災、雪災 ※損害の額が20万円以上となった場合のみ支払対象となります(注3)・(注4) ⑨ 水災 ※台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による下記の場合をいいます ●借用施設が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ること ●借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じること ⑩ 不測かつ突発的な事故 ※ただし、①～⑨までの事故を除きます (注1) 風災、ひょう災、雪災もしくは水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます (注2) 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災、または水災による損害を除きます (注3) 雨、雪、ひょうまたは砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその一部(窓、扉、その他の開口部を含みます)がこれらによって直接破損したために生じた場合に限り、ただし、融雪洪水を除きます (注4) 設備・什器等の補償のお支払いは、損害の額が20万円以上となった場合に限り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険の対象が屋外にある間に生じた事故による損害 ● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失等による損害 ● 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族の故意による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害等 <p>上記のほか、以下のいずれかに該当する不測かつ突発的な事故による損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 置忘れ、紛失または不注意による廃棄による損害 ● 電氣的・機械的の事故(故障)によって生じた損害 ● 保険の対象の欠陥によって生じた損害 ● 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、ひび割れ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 ● すり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害) ● 電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害

● 賠償責任の補償(それぞれ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被保険者の損害)

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合				
<table border="1"> <tr> <td>① 借家人賠償責任</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ① 火災 ② 破裂または爆発 ③ 借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ </td> </tr> <tr> <td>② 施設賠償責任</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> ① 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ② 借用施設の用法に伴う被保険者の業務の遂行に起因する偶然な事故 </td> </tr> </table>	① 借家人賠償責任	<ol style="list-style-type: none"> ① 火災 ② 破裂または爆発 ③ 借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ 	② 施設賠償責任	<ol style="list-style-type: none"> ① 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ② 借用施設の用法に伴う被保険者の業務の遂行に起因する偶然な事故 	<ol style="list-style-type: none"> a 被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害 b 保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意によって生じた損害 c 借用施設の改築、増築、取壊し等の工事によって生じた損害 d 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置その他の器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体等による財物の損壊に起因する損害 e 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害 f 被保険者の占有を離れた飲食物等または借用施設外にあるその他の財物に起因する損害 g 航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害等 <p>※a～cは①②共通の事由、d～gは②のみの事由</p>
① 借家人賠償責任	<ol style="list-style-type: none"> ① 火災 ② 破裂または爆発 ③ 借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ 				
② 施設賠償責任	<ol style="list-style-type: none"> ① 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ② 借用施設の用法に伴う被保険者の業務の遂行に起因する偶然な事故 				

● ご注意点

■ 期間・自動継続

① 保険期間：2年

② 自動継続タイプの保険契約について

当社では、当社よりお送りする継続の通知を受理した保険契約者が、保険期間満了日の前日までに当社に保険契約を継続しない旨の通知をしない場合、または継続前契約の保険期間満了日までに保険契約者から継続後の保険料が払い込まれた場合、継続の通知に記載された内容で継続するものとします(自動継続タイプの保険契約)。また継続時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。なお、契約継続が適当でない当社が判断した場合等、契約継続を引き受けないことがあります。

■ 保険の対象

① 設備・什器等の補償の場合…借用施設内に収容の被保険者が所有・使用・管理する設備什器等です。ただし次のものは補償対象に含まれません。

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 生活の目的のみに使用される動産 ② 貴金属、時計、宝玉、宝石、カメラ、バッグおよびこれらに類する物ならびに書画、骨とう品、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円をこえる物 ③ 自動車、船舶および航空機その他これらに類する物ならびに自動車の場合、カーステレオ、スパータイヤ、ホイール、カーナビゲーションシステム等、船舶の場合、航、権、エンジン等、航空機の場合、プロペラ等これらの付属品 ④ 預貯金証書、通貨、電子マネー、有価証券、クレジットカード、乗車券、定期券、キャッシュカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、商品券、チケット類その他これらに類する物 ⑤ 電球、ブラウン管その他これらに類する物 | <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 帳簿、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書その他これらに類する物 ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 ⑧ 電動車椅子その他これらに類する物 ⑨ 楽器、食品、薬品類その他これらに類する物 ⑩ 商品・製品 ⑪ 動物および植物等の生物 ⑫ 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、眼鏡、かつら、医療用機器その他これらに類する物 |
|---|---|

② 賠償責任の補償の場合…それぞれ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被保険者の損害

※このパンフレットは「お店のあんしん保険」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約により定まります。詳しくは、「ご契約のしおり(約款)」ご確認ください。

取扱代理店

USEN
USEN-NEXT GROUP

U

株式会社 USEN
〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア
<https://www.usen.com/>

引受保険会社

USEN
INSURANCE
USEN-NEXT GROUP

U

USEN少額短期保険 株式会社
〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア
<https://www.usen-ssi.co.jp/>

保険のご加入に関するご相談・お問い合わせは

USENインフォメーションセンター

 **0120-117-440** 受付時間 9:00~22:30 ※年中無休

お問い合わせ

ご契約者さまのお問い合わせは

カスタマーセンター

 **0120-009-680** 受付時間 9:30~18:00 ※土日祝日・年末・年始は休業

万一、事故が起こった場合は

事故受付センター

 **0120-407-678** 受付時間 24時間 365日